

台東区障害者福祉施策推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 台東区における障害者福祉施策を総合的、計画的に推進するため、台東区障害者福祉施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 推進協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する者及び別表に定める職にある者をもって構成する。

- (1) 学 識 経 験 者 2名以内
- (2) 医 療 関 係 者 6名以内
- (3) 障 害 者 団 体 関 係 者 7名以内
- (4) 区 民 等 5名以内
- (5) 関 係 機 関 職 員 4名以内

(協 議 事 項)

第3条 推進協議会は、次の項目を協議する。

- (1) 台東区障害者福祉計画の推進
- (2) 台東区障害者福祉計画の改定
- (3) 台東区障害福祉計画の推進
- (4) 台東区障害福祉計画の改定
- (5) 台東区障害児福祉計画の推進
- (6) 台東区障害児福祉計画の改定
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく障害者差別解消支援に関する協議事項
- (8) その他、区長が必要と認める事項

(委 員 の 任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から次年度末までとし、再任を妨げない。
ただし、委員が任期中に辞任したとき又は欠けたときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 推進協議会の委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し主宰する。
- 3 委員長は、協議会の会議において必要と認められるときは、委員以外の者を会議に出席

させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(検討部会)

第6条 台東区障害者福祉計画及び台東区障害福祉計画、台東区障害児福祉計画の展開や、推進に必要な事項を検討するため、推進協議会に検討部会を置くことができる。

2 前項の検討部会は、庁内検討会及び当事者検討チームとする。

(会議及び会議録等の取扱い)

第7条 推進協議会及び検討部会の会議、会議録及び会議にかかる資料（以下「会議録等」という。）は公開する。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議録等を公開しないことができる。

2 会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付することができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、福祉部障害福祉課及び健康部保健予防課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会及び検討部会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

区民部長
福祉部長
保健所長
教育委員会事務局次長